



3 科学技術の発展とその課題

▶ pp.213～216

技術者の倫理 —技術士倫理綱領

[公益社団法人日本技術士会]

昭和 36 年 3 月 14 日理事会制定

平成 23 年 3 月 17 日理事会変更承認]

前文

技術士は、科学技術が社会や環境に重大な影響を与えることを十分に認識し、業務の履行を通して持続可能な社会の実現に貢献する。

技術士は、その使命を全うするため、技術士としての品位の向上に努め、技術の研鑽（けんさん）に励み、国際的な視野に立ってこの倫理綱領を遵守（じゅんしゅ）し、公正・誠実に行動する。

基本綱領

[公衆の利益の優先]

1. 技術士は、公衆の安全、健康及び福利を最優先に考慮する。

[持続可能性の確保]

2. 技術士は、地球環境の保全等、将来世代にわたる社会の持続可能性の確保に努める。

[有能性の重視]

3. 技術士は、自分の力量が及ぶ範囲の業務を行い、確信のない業務には携わらない。

[真実性の確保]

4. 技術士は、報告、説明又は発表を、客観的でかつ事実に基づいた情報を用いて行う。

[公正かつ誠実な履行（りこう）]

5. 技術士は、公正な分析と判断に基づき、託された業務を誠実に履行する。

[秘密の保持]

6. 技術士は、業務上知り得た秘密を、正当な理由がなく他に漏らしたり、転用したりしない。

[信用の保持]

7. 技術士は、品位を保持し、欺瞞（ぎまん）的な行為、不当な報酬の授受等、信用を失うような行為をしない。

[相互の協力]

8. 技術士は、相互に信頼し、相手の立場を尊重して協力するように努める。

[法規の遵守等]

9. 技術士は、業務の対象となる地域の法規を遵守し、文化的価値を尊重する。

[継続研鑽]

10. 技術士は、常に専門技術の力量並びに技術と社会が接する領域の知識を高めるとともに、人材育成に努める。

人々は、人間としての尊厳（そんげん）を維持し、健康で幸福であることを願っている。看護は、このような人間の普遍（ふへん）的なニーズに応え、人々の健康な生活の実現に貢献（こうけん）することを使命としている。

看護は、あらゆる年代の個人、家族、集団、地域社会を対象とし、健康の保持増進、疾病（しっぺい）の予防、健康の回復、苦痛の緩和を行い、生涯を通してその最期まで、その人らしく生を全うできるように援助を行うことを目的としている。

看護者は、看護職の免許によって看護を実践する権限を与えられた者であり、その社会的な責務を果たすため、看護の実践にあたっては、人々の生きる権利、尊厳を保つ権利、敬意のこもった看護を受ける権利、平等な看護を受ける権利などの人権を尊重することが求められる。

日本看護協会の『看護者の倫理綱領』は、病院、地域、学校、教育・研究機関、行政機関など、あらゆる場で実践を行う看護者を対象とした行動指針であり、自己の実践を振り返る際の基盤を提供するものである。また、看護の実践について専門職として引き受ける責任の範囲を、社会に対して明示するものである。